

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年6月23日

【会社名】 アコム株式会社

【英訳名】 ACOM CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼会長 木下盛好

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

【電話番号】 03-5533-0811（代表）

【事務連絡者氏名】 執行役員総務部長 清岡哲弘

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

【電話番号】 03-5533-0811（代表）

【事務連絡者氏名】 執行役員総務部長 清岡哲弘

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成29年6月22日開催の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うために、定款の一部を変更する。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、木下 盛好、木下 政孝、提橋 輝幸、村上 敦士、和地 薫及び渡邊 範善の各氏を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、福元 一雄、伊藤 達哉、高田 修及び土井 隆の各氏を選任する。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額400百万円以内とする。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額100百万円以内とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	賛成率 (%)	決議の結果
第1号議案 定款一部変更の件	14,915,263	23,941	0	99.49	可決
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件					
木下 盛好	14,166,515	772,533	0	94.50	可決
木下 政孝	14,563,672	375,381	0	97.15	可決
提橋 輝幸	14,565,766	373,287	0	97.16	可決
村上 敦士	14,565,713	373,340	0	97.16	可決
和地 薫	14,879,880	59,173	0	99.26	可決
渡邊 範善	14,879,441	59,612	0	99.26	可決
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件					
福元 一雄	14,829,172	110,023	0	98.92	可決
伊藤 達哉	14,904,133	35,067	0	99.42	可決
高田 修	14,904,164	35,036	0	99.42	可決
土井 隆	14,904,255	34,945	0	99.42	可決
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件	14,931,243	7,662	301	99.60	可決
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	14,934,061	4,844	301	99.62	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりであります。

- ・第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成で可決。
- ・第2号議案及び第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成で可決。
- ・第4号議案及び第5号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成で可決。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本株主総会前日までの議決権行使書面提出分及び当日出席のすべての株主分)に対する、議決権行使書面提出分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。